

# 宇都宮市青少年活動センター事務取扱要領

## (趣 旨)

第1条 宇都宮市青少年活動センター条例及び同条施行規則に定めるもののほか、宇都宮市青少年活動センター（以下「センター」という。）の管理運営事務は、この要領に定めるところによる。

## (使用者)

第2条 条例第4条第1項第1号に規定する使用者について、小学生以下の場合には保護者又は指導者同伴とする。

## (利用資格)

第3条 センターの利用資格について、次のように区分する。

(1) 青少年個人利用 1人～4人以下

青少年活動センター登録団体への加入の促進

(2) 青少年グループ メンバーが5人以上（団体登録）

(3) 青少年育成団体 青少年の育成を目的とし、市の行政と密接な関係のある団体。

・宇都宮市青少年団体連絡協議会加盟団体

## (使用許可の申請)

第4条 使用許可の申請は、使用日の属する月の前々月の初日（土・日・休日・休館日を除く）から使用日までに行うものとし、申請の先着順とする。

2 青少年グループの利用者については、優先利用について別に定める。

3 体育館競技場を使用する場合は、原則として各使用時間帯とともに半面（バドミントンコート3面）までとする。

4 活動室については、青少年健全育成を目的に活動する団体の利用を優先する。

## (申請の手続き)

第5条 施設使用許可の申請手続きは、次のとおりとする。

(1) 35歳未満の青少年及びグループ、団体等の利用者は、登録申請書（様式第1号）を提出し、登録証（様式第1号の2）の交付を受ける。また、グループ・団体等については、事前に青少年活動センター利用団体届（様式第5号）を提出する。

(2) 条例第4条第3項に該当する者（一般者）は、使用許可申請書（様式第2号）を提出し、使用許可書（様式第2号の2）の交付を受ける。

## (定期使用の制限)

第6条 定期的な使用は、原則として週1回及び月3回以内とする。ただし、施設に空きがある場合はこの限りでない。

## (使用料の納付)

第7条 使用料は、現金で納付するものとする。また、使用の許可を受けないまま当日キャンセルした場合には、当該使用料の全額を納付するものとする。

## (使用料の免除)

第8条 条例第7条に規定するものについては、次のとおりとする。

(1) 宇都宮市が主催する事業

(2) 国及び県等が、行政本来の目的のため実施する事業

(3) 前項に定めるもののほか、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除

することができる。

(使用料の還付)

第9条 条例第7条第6項により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 還付額は、次のとおりとする。

- |                                |        |
|--------------------------------|--------|
| (1) 市の責任で使用が不能又は荒天等により使用不能の場合  | 100%還付 |
| (2) 使用日前30日までに使用者の都合で使用を取り消す場合 | 50%還付  |
| (3) 使用日前3日までに使用者の都合で使用を取り消す場合  | 30%還付  |

(利用時間帯及び施設)

第10条 使用できる利用時間帯及び施設は、別表のとおりとする。

(登録証等の有効期間等)

第11条 登録証の有効期間は、その年度内とする。

- 2 登録証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。  
3 登録証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに市長に届け出て、その更正を受けなければならない。  
4 登録証を紛失し、又は破損したときは、その再交付を受けなければならない。

(登録証の無効)

第12条 次の各号の一に該当する使用証は、無効とする。

- (1) 原形が確認できないほど破損し、又は汚損したもの  
(2) 虚偽の申請により交付を受けたもの

(登録証の返納)

第13条 登録証の交付を受けた者が、条例第4条に規定する使用者の資格を失ったとき、又は使用証が無効若しくは不要となったとき、若しくはその有効期間が満了したときは、当該交付を受けた者は、速やかに市長に登録証を返納しなければならない。

(遵守事項)

第14条 施行規則第10条の規定による使用者の守るべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所定の場所以外において飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。  
(2) 施設、備品、器物等をき損しないこと。  
(3) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。  
(4) 物品の販売、展示等営利を目的とする行為をしないこと。  
(5) 許可を受けないで広告類を掲示し、又は配付しないこと。

(使用確認表の提出)

第15条 使用者は、使用終了後に使用確認表を提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

利用時間帯	午前 9 時から正午まで				
	午後 1 時から午後 5 時まで				
	午後 5 時から午後 9 時まで				
施 設	体 育 館	アリーナ	全面使用		
			半面使用		
			6 分の 1 面		
		控 室			
	トレーニング 室				
	講 堂				
	料 理 室				
	和 室				
	講 習 室 A				
	講 習 室 B				
活 動 室					
音 楽 室					
テニスコート					

(関係書類一式)

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 登録申請書          | (様式第1号)   |
| 登録証            | (様式第1号の2) |
| 使用許可申請書        | (様式第2号)   |
| 使用許可書          | (様式第2号の2) |
| 使用料減免申請書       | (様式第3号)   |
| 使用料減免決定通知書     | (様式第3号の2) |
| 使用料還付請求書       | (様式第4号)   |
| 青少年活動センター利用団体届 | (様式第5号)   |
| 使用確認表          |           |